

## ニトログリセリンに係る症状又は障害の追加について

## 1 現在の大臣告示に列挙されている症状又は障害

頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、血管運動神経障害

## 2 ニトログリセリンに係るこれまでの分科会における検討結果（参考資料3参照）

- 症例報告や疫学研究報告のいずれにおいても、冠動脈疾患は報告されており、既に列挙されている「血管運動神経障害」とは別で考えるべきである。
  - メカニズムとしては、心疾患関連の疾病は起こりえる。
  - ニトログリセリンの慢性的な長期ばく露により血管内皮機能不全が発生し、狭心症発作が起きるという報告があるが、神経障害とは言えないのではないか。
  - 「血管運動神経障害」という用語自体は適切だと考えられるが、1987（昭和62）年の報告を踏まえると、ニトログリセリンによる狭心症様発作とはメカニズムが異なっているため、別に列挙した方がいいのではないか。
  - 現在列挙されている「血管運動神経障害」と「狭心症様発作」を並列されることは妥当なのか。
- ⇒ 「狭心症様発作」については、告示に追加することが妥当であると考えられるが、「血管運動神経障害」については、「狭心症様発作」の追加を踏まえて、引き続き告示に列挙したままにするのか、それとも削除するのか等、これまでの告示に列挙された経緯や通達上の記載、時代背景、具体的な症状やメカニズム等を踏まえた検討が必要である。

## 3 症状又は障害の説明（平成8年3月29日付基発第181号より）

## 【狭心症様発作】

「狭心症様発作」とは、胸内苦悶感、胸部圧迫感、心臓部の痛み、動悸、息切れ等の循環障害を伴った狭心症によく似た発作をいう。なお、狭心症とは、心臓部、特に胸骨下部の疼痛発作を主徴とする症候群で、冠状動脈の攣縮によって起こる心筋虚血によるものとされている。狭心症様発作を生じさせる化学物質としてはニトログリコールがある。

## 【血管運動神経障害】

「血管運動神経障害」とは、血管を拡張させたり収縮させたりする神経（交感神経等の自律神経）の障害をいい、血圧低下、頻脈、脈圧の縮小、皮膚の紅潮、

呼吸困難、視力低下等がみられる。血管運動神経障害を生じさせる化学物質としてはカルシウムシアナミド、ニトログリコール、ニトログリセリンがある。

#### 4 告示において「狭心症様発作」、「血管運動神経障害」が記載された化学物質

化学物質	症状又は障害
カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は血管運動神経障害
ニトログリコール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、 <u>狭心症様発作又は血管運動神経障害</u>
ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は血管運動神経障害

#### 5 「狭心症様発作」及び「血管運動神経障害」が告示に規定された経緯

告示において「血管運動神経障害」、「狭心症様発作」が記載された物質については、昭和53年4月1日に施行された告示において規定されている。

当該告示を策定するに当たって設置された「業務上疾病の範囲等に関する検討委員会」の報告書（業務上疾病の範囲等に関する検討結果中間報告書）には、「職業病の報告及びその評価に関する文献の考察を中心として業務上の疾病の範囲と分類について検討を行った。すなわち、文献については、国内外の調査研究報告及び専門家グループ又は専門機関の評価が加えられた出版物を可能な限り収集し、検討した。加えて、わが国及び諸外国の関連法規も参照するとともに、現行の労働基準法施行規則第35条の規定が定められた経緯も考慮した。」と記載されている。

#### 6 告示への追加に係る方針案

- ・ 症例報告や疫学研究報告のいずれでも、冠動脈疾患が報告されている。
- ・ 「狭心症様発作」は一酸化窒素（NO）が直接血管に作用して起こり得る点で神経障害とは言えず、「血管運動神経障害」とはメカニズムが異なる。
- ・ ニトログリセリンに「血管運動神経障害」が追加された際には、当時の国内外の研究報告や関係法規等を参照し、告示への追加や名称等が決定された。

⇒ 以上を踏まえ、ニトログリセリンには、「血管運動神経障害」を残した上で「狭心症様発作」を追加することは可能か。